

# 施設使用料改定のお知らせ

いつも校区市民館をご利用いただきありがとうございます。このたび、豊橋市では、和室、集会室の使用料を改定いたします。

今までと同様にコミュニティ活動、サークル活動など校区住民の方が設置目的にあった使用をする場合は無料ですが、会社の研修や校区外の方のご利用など有料使用時の使用料が改定となります。

引き続きみなさんに親しまれ、魅力ある施設となるよう努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

## （1）改定理由

- ・消費税率が10%に引き上げられることに伴い、施設使用料の改定を行います。

## （2）有料使用について

- ・校区市民館を会社の研修や校区外の方が使用する場合は有料となります。
- ・有料使用の予約をした方は、使用しようとする日の属する前月1日から使用期日前5日までに豊橋市役所市民協働推進課（西館4階）で使用料を納付して下さい。

## （3）新料金について

校区市民館 (前芝校区市民館を除く)		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
和室	新料金	1,110円	1,110円	1,900円	4,120円
	旧料金	1,090円	1,090円	1,870円	4,050円
集会室	新料金	1,110円	1,110円	1,900円	4,120円
	旧料金	1,090円	1,090円	1,870円	4,050円

## （4）新料金の適用日

令和元年10月1日（火）支払分の料金から

※10月使用分を9月中に支払う場合は旧料金となります。

- 校区市民館はコミュニティ活動、サークル活動などの場としてご利用できます。
- 校区住民が校区市民館の設置目的にあった使用をする場合（コミュニティ活動やサークル活動）は無料です。
- 所定の用紙で、使用しようとする日の属する月の前月1日から使用期日前5日までに直接施設にお申し込みください。ただし、使用が引き続き7日を超えるものは、利用できません。
- 会社の研修等は有料です。（労働組合などでの使用も含みます。）
- ※ 営利目的等では利用できません。

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。